

1) このソフトは平成23年度税制改正大綱に準じて作成した暫定版です

- ・ 税制改正が国会で不成立となった場合や、修正が加えられた場合は使用を中止してください
- ・ 細部の取り扱いについては推定で作成しておりますので、実際とは異なる可能性があります
- ・ 税制改正が可決され取り扱い方法が確定した段階で正規版を配布します

2) 一般的な相続案件について簡単かつスピーディーに相続税試算を行うソフトです

- ・ よって相続発生後の相続税申告書の作成には全く対応していません
- ・ 複雑な相続関係には対応していません。また、計算可能な法定相続人は15人までです
- ・ 個々の財産(個別の土地、個々の預金etc.)ごとの遺産分割案には対応していません

3) 平成21年度の税制と新税制との比較を行っています

- ・ これは平成22年度の小規模宅地の計算方法変更の影響も同時に検討するためです

4) 通常の相続税計算とは計算手順が異なっています

本来の相続税計算では相続人毎の相続財産を決めたのち、これらを集計して総相続財産を算出します。しかし、今回の改正では「申告が必要か不要か」、「課税か非課税か」といった相談が急増すると予想されます。そこで次の手順で計算を行うこととしました。

- ① 相続人の確定(法定割合、基礎控除・生命保険控除の上限額算定)
- ② 小規模宅地の対象地の決定、相続割合の決定(軽減額の算出)
- ③ 小規模宅地以外の不動産、金融資産、債務 等々の決定
- ④ 相続税総額の試算 (申告の要・不要、課税の有無 を判定)
- ⑤ 平成21年度税制による相続税総額との比較
- ⑥ 遺産分割案の決定 →分割案決定後の生命保険控除等を④へフィードバック
- ⑦ 相続税額の算出
- ⑧ 各人別相続財産・相続税計算の明細

5) 詳細については専門家(税理士等)へご確認下さい

- ・ 各特例措置の適用可否の判断については自己責任でお願いします
- ・ 結果として相続税が課税されなくとも申告は必要となるケースが多くなります
- ・ 実際に相続が発生した場合は速やかに専門家の方にご相談下さい

相続人・法定相続割合

- 相続人の確定を行います（法定相続人は最大15人まで、それ以外は5人まで対応できます）
- 本ソフトは複雑な相続関係が含まれるケースには対応していません
- 本表の内容が以後の計算に自動的に反映されますので正確に入力してください

	相続人(属性or名前)	死亡	遺児	法定割合	同居	事業承継	未成年	障害者	特別障害者	年齢
配偶者	妻			1/2	○					
子	長男			1/6						
	長女			1/6						
	次男	○	2人							
直系尊属										
兄弟										
代襲相続人	次男の第1子			1/12			○			17才
	次男の第2子			1/12			○			14才
法定相続人以外の人										

法定相続人数 他

法定相続人の人数	5人
基礎控除上限額	60,000千円
生命保険非課税枠の対象者	3人
同 非課税枠の上限	15,000千円

3000万円+600万円×法定相続人数

同居親族、未成年者、障害者または特別障害者

小規模宅地の特例の適用方法

- 平成22年の改正により、小規模宅地の軽減措置は相続人毎に個別に計算することとなりました
- 小規模宅地の特例を上手に活用するには対象地の遺産分割割合が非常に重要なポイントとなります
- ここでは相続財産全体の分割案を決める前に本特例の適用方針を決定することとします

小規模宅地の特例を適用する土地

	物件名	土地面積	区分	軽減割合	軽減対象面積	同面積比
1	自宅	100.00 m ²	特定居住用宅地	80%	100.00 m ²	100%
2	自宅アパート部分	150.00 m ²	貸付事業用宅地	50%	116.67 m ²	78%
3					0.00 m ²	0%

注) 軽減額の計算は相続人単位で行いますが、どの土地に特例を適用するかは全相続人共通となります

対象不動産の評価額(特例適用前の評価額)

※特例の対象がない場合も自宅敷地は本欄へ入力可

(単位:千円)

	物件名 ・所在等	土地路線価額 (更地評価)	建物評価額 (固都税評価)	持分 (%)	権利形態等		借地 割合	権利等の勘案後		課税対象額
					土地	建物		土地評価額	建物評価額	
1	自宅	50,000	10,000		所有権	自家用		50,000	10,000	60,000
2	自宅アパート部分	75,000	15,000		所有権	貸家	60%	61,500	10,500	72,000
3										
対象不動産の特例適用前の課税評価額合計										132,000

注) 被相続人持分が空欄の場合は100%として計算します

対象不動産の遺産分割案・軽減額の計算

(単位:千円)

	相続人	同居	事業 承継	物件 1		物件 2		物件 3		各相続人 軽減額
				割合	軽減額	割合	軽減額	割合	軽減額	
1	妻	○		60%	24,000	60%	14,350			38,350
2	長男			40%	0	40%	9,567			9,567
3	長女				0		0			0
4	次男の第1子				0		0			0
5	次男の第2子				0		0			0
6					0		0			0
7					0		0			0
8					0		0			0
9					0		0			0
10					0		0			0
11					0		0			0
12					0		0			0
13					0		0			0
14					0		0			0
15					0		0			0
16										
17										
18										
19										
20										
小規模宅地の減額 計					24,000		23,917		0	47,917

注) 軽減額 = (権利等の勘案後)土地評価額 × 相続割合 × 軽減割合 × 相続対象面積比

特例対象不動産の評価額	132,000 千円
特例による評価軽減額	▲ 47,917 千円
軽減後の課税評価額	84,083 千円

注) 法定相続人がいない場合は法定相続人以外の親族にも特例が適用される場合がありますが、ここでは適用しません

注) 概算計算が目的ですので税法上の端数処理は行っていません

小規模宅地の特例対象外の不動産

- 小規模宅地の特例対象とした不動産を除きます
- このソフトは概算用ですので、下の個々の不動産ごとの遺産分割案は作成しません
- よって同種の不動産(例:同一地区の底地etc)は1行にまとめても全く問題はありません
- 画地条件(奥行逓減etc.)の計算は別ソフト「土地相続税評価」をご使用下さい

小規模宅地の対象外とされた不動産

(単位:千円)

	物件名 ・所在等	土地路線価 (更地評価)	建物評価額	持分 (%)	権利形態等		借地 割合	権利等の勘案後		課税対象額
					土地	建物		土地評価額	建物評価額	
1	Aマンション	10,000	8,500		所有権	自家用		10,000	8,500	18,500
2								0	0	0
3								0	0	0
4								0	0	0
5								0	0	0
6								0	0	0
7								0	0	0
8								0	0	0
9								0	0	0
10								0	0	0
11								0	0	0
12								0	0	0
13								0	0	0
14								0	0	0
15								0	0	0
16								0	0	0
17								0	0	0
18								0	0	0
19								0	0	0
20								0	0	0
21								0	0	0
22								0	0	0
23								0	0	0
24								0	0	0
25								0	0	0
26								0	0	0
27								0	0	0
28								0	0	0
29								0	0	0
30								0	0	0
合 計								10,000	8,500	18,500

小規模宅地以外の不動産の課税評価額合計

18,500 千円

不動産を除く相続財産の内訳

単に相続税総額の試算を行う場合は、各資産毎にまとめて概算額を入力してもかまいません
但し、遺産分割方法や遺言書の作成を検討する際には、細目に分けて入力すると便利です

(単位:千円)

財産種類		細目・名称等	金額	補足説明
現預金 ・その他	現預金・株式等		20,000	
		B社株式	15,000	
		その他	家庭用財産	
生命保険		C生命	10,000	※生命保険控等の 控除前の金額 (住宅ローンの団体信用 生命保険も入力)
		D生命	10,000	
死亡退職金				※退職手当金等の 控除前の金額
ローン・債務				※ローンの団体信用生命 保険が付く場合は、上の 生命保険欄に同額を入力
葬儀費用・寄付金等		寄付金		
		葬儀費用	4,000	

上の表より、不動産以外の相続財産は下記の通り

金融資産 他	37,500 千円
生命保険等	20,000 千円
死亡退職金	0 千円
ローン・債務	0 千円
葬儀費用・寄付金等	▲ 4,000 千円
合計	53,500 千円

相続税額の算出 ・ 法定相続割合で遺産分割が行われた場合の税額試算

法定相続人数 ・ 基礎控除 他

相続財産総評価額	204,000 千円
法定相続人数	5 人
基礎控除上限額	60,000 千円
生命保険非課税対象	3 人
同 非課税枠	15,000 千円

※ 各種控除実施前

相続税の申告が必要です

相続財産 ・ 課税遺産総額

(単位:千円)

	評価額	控除額	控除後評価額
不動産(小規模宅地対象)	132,000	▲ 47,917	84,083
不動産(それ以外)	18,500		18,500
現預金その他総額	37,500		37,500
生命保険	20,000	▲ 15,000	5,000
死亡退職金	0	0	0
債務	0		0
葬儀費用・寄付等	▲ 4,000		▲ 4,000
基礎控除前 合計	204,000	▲ 62,917	141,083
基礎控除			60,000
課税遺産総額			81,083

生命保険金、死亡退職金の控除額は遺産分割案入力後に自動的に見直されます

法定相続割合による各人別税額計算

(単位:千円)

	法定割合	相続額 (a)	税率 (b)	速算控除 (c)	$a \times b - c$	相続税総額 × 法定割合	2割加算
妻	50%	40,541	20%	2,000	6,108	5,257	
長男	17%	13,514	15%	500	1,527	1,752	
長女	17%	13,514	15%	500	1,527	1,752	
次男の第1子	8%	6,757	10%		676	876	
次男の第2子	8%	6,757	10%		676	876	
		81,083		相続税総額→	10,514		0

法定相続割合を適用した場合の課税額

相続税総額	10,514 千円
配偶者税額軽減	▲ 5,257 千円
加算額	0 千円
課税総額※	5,257 千円

これは相続税の概要を把握するための参考値です。
平成22年の改正により、小規模宅地を適用する土地の遺産分割方法により相続税総額が大きく変化することとなりました。
実際の課税額については「税額計算」をご参照下さい。

※小規模宅地の分割方法によっては、上のように法定割合を適用することが不可能なケースもあります

※課税額の実際の計算では相続税総額の配分に際して端数調整がされるため、上の課税額とは誤差が生じます

平成21年度税制に基づく相続税額等の試算

(比較のための参考資料)

小規模宅地の評価軽減額 (小規模宅地の軽減を全相続人に適用)

物件名	土地面積	土地評価	特例区分	軽減率	軽減対象割合	軽減額
1. 自宅	100.00 m ²	50,000 千円	特定居住用宅地	80%	100%	40,000 千円
2. 自宅アパート部分	150.00 m ²	61,500 千円	その他の対象地	50%	100%	30,750 千円
3.						
平成21年基準による軽減額						70,750 千円
税制改正後の軽減額との差額						22,833 千円

法定相続人数・基礎控除

	平成21年度税制	VS	平成23年税制改正 実施後の控除額
法定相続人数	5 人		
基礎控除	100,000 千円		60,000 千円
生命保険非課税枠上限	25,000 千円		15,000 千円

相続財産 (平成21年基準)

(単位:千円)

	評価額	控除額	控除後評価額
不動産 (小規模宅地対象)	132,000	▲ 70,750	61,250
不動産 (それ以外)	18,500		18,500
現預金その他総額	37,500		37,500
生命保険	20,000	▲ 20,000	0
死亡退職金	0	0	0
債務	0		0
葬儀費用・寄付等	▲ 4,000		▲ 4,000
基礎控除前 合計	204,000	▲ 90,750	113,250
基礎控除			100,000
課税遺産総額			13,250

生命保険金、死亡退職金の控除額は遺産分割案入力後に平成21年基準に従い自動的に見直されます

平成23年基準
81,083

(平成21年基準) 法定相続割合による各人別税額計算

(単位:千円)

相続人	法定割合	相続額 (a)	税率 (b)	速算控除 (c)	a × b - c	相続税総額 × 法定割合	2割加算
妻	50%	6,625	10%	0	663	663	0
長男	17%	2,208	10%	0	221	221	0
長女	17%	2,208	10%	0	221	221	0
次男の第1子	8%	1,104	10%	0	110	110	0
次男の第2子	8%	1,104	10%	0	110	110	0
		13,250		相続税総額→	1,325		0

法定相続割合を適用した場合の課税額

	平成21年基準	H23税制改正後	改正による負担増
相続税総額	1,325 千円	10,514 千円	9,189 千円
配偶者税額軽減	▲ 663 千円	▲ 5,257 千円	
加算額	0 千円	0 千円	0 千円
課税総額※	663 千円	5,257 千円	4,594 千円

※本表は比較のために作成した参考資料です。各特例の適用基準の変更等を完全にサポートしたものではありません。

※生命保険・死亡保険金の控除額は現行基準と比較するため、遺産分割案とリンクさせて旧基準で計算しています

遺産分割案の作成

- 相続税の概算を求めることが目的あるため、相続割合は集計された財産ごとに決めることとします
- 小規模宅地の特例の対象不動産については、設定済みの相続割合を反映します
- 上段で相続割合を決めると、下段で相続額(軽減・控除前)が表示されます

遺産分割案(各種軽減措置・控除実施前の評価額ベース)

(単位：% 又は 千円)

相続人		相続放棄	小規模宅地 132,000	その他不動産 18,500	生命保険 20,000	死亡退職金	他の金融資産 37,500	負債	葬儀費用 ▲ 4,000	評価額 204,000
遺産分割割合	妻		60		50		45		100	50.0
	長男		40				15			28.6
	長女	放棄					40			7.4
	次男の第1子			50	25					7.0
	次男の第2子			50	25					7.0
	法定相続人									
	それ以外									
未分割割合										
評価額 (軽減・控除等実施前)	妻		79,200		10,000		16,875		▲ 4,000	102,075
	長男		52,800				5,625			58,425
	長女						15,000			15,000
	次男の第1子			9,250	5,000					14,250
	次男の第2子			9,250	5,000					14,250
	法定相続人									
それ以外										
未分割財産額										

※この分割案により生命保険・死亡退職金の控除額が変化し、前出の相続税総額が修正されました

遺産分割案に基づく相続税額試算

- 遺産分割案に基づく相続税額を算出します
- 各種特例等による控除額については「各人別 相続税額計算・相続財産内訳」をご参照ください

相続税総額 (A)	10,514 千円
-----------	-----------

相続税額計算

(単位:千円)

		相続財産(控除前)		課税対象額		算出税額 (A × b)	加算額	配偶者控除 ・税額控除	納税額
		金額	割合	金額	(b)				
法定相続人	妻	102,075	50.0%	56,225	39.9%	4,190	0	▲ 4,190	0
	長男	58,425	28.6%	48,858	34.6%	3,641	0	0	3,641
	長女	15,000	7.4%	15,000	10.6%	1,118	0	0	1,118
	次男の第1子	14,250	7.0%	10,500	7.4%	782	0	▲ 300	482
	次男の第2子	14,250	7.0%	10,500	7.4%	782	0	▲ 600	182
それ以外									
		204,000		141,083		10,514	0	▲ 5,090	5,424

(基礎控除実施前)

配偶者への税額軽減

	金額	非課税限度
配偶者の相続財産額	56,225 千円	160,000 千円
同 (算出)税額	4,190 千円	5,257 千円



軽減額	4,190 千円
軽減後税額	0 千円

相続人全体への課税関係

評価額	相続財産総額	204,000 千円
	小規模宅地の軽減額	▲ 47,917 千円
	生命保険控除等	▲ 15,000 千円
	相続財産 (小計)	141,083 千円
	基礎控除	▲ 60,000 千円
	課税対象額	81,083 千円
税額	相続税総額	10,514 千円
	加算額	0 千円
	配偶者控除	▲ 4,190 千円
	税額控除	▲ 900 千円
	相続税額 (納税額)	5,424 千円

- ① ここでは二次相続についての計算は行いません
- ② 現行税制では小規模宅地の利用状況(同居の有無etc.)により税額が大きく変化してしまいます
- ③ よって二次相続の発生時点での課税対象額は改めて計算する必要があります

各人別 相続税額計算 ・ 相続財産内訳

相続税総額 10,514 千円

※ 遺産分割案により生命保険等の控除額が確定すると、相続税総額は自動的に再計算されます

各人別相続税 税額計算

(単位:千円)

	相続人	放棄	相続財産額		課税評価額		算出税額	加算額	配偶者控除	未成年者控除	障害者控除	特別障害者控除	納税額
法定相続人	1 妻	○	102,075	50.0%	56,225	39.9%	4,190		▲ 4,190				0
	2 長男		58,425	28.6%	48,858	34.6%	3,641						3,641
	3 長女		15,000	7.4%	15,000	10.6%	1,118						1,118
	4 次男の第1子		14,250	7.0%	10,500	7.4%	782			▲ 300			482
	5 次男の第2子		14,250	7.0%	10,500	7.4%	782			▲ 600			182
	6												
	7												
	8												
	9												
	10												
	11												
	12												
	13												
	14												
	15												
それ以外	16												
	17												
	18												
	19												
	20												
			204,000		141,083		10,514		▲ 4,190	▲ 900			5,424

各人別相続財産内訳

(単位:千円)

	相続人	放棄	小規模宅地			その他不動産	生命保険			死亡退職金			その他金融資産	債務	葬儀費用・寄付
			評価額	軽減額	課税評価額		評価額	控除	課税評価額	評価額	控除	課税評価額			
法定相続人	1 妻	○	79,200	38,350	40,850		10,000	7,500	2,500				16,875		▲ 4,000
	2 長男		52,800	9,567	43,233								5,625		
	3 長女												15,000		
	4 次男の第1子					9,250	5,000	3,750	1,250						
	5 次男の第2子					9,250	5,000	3,750	1,250						
	6														
	7														
	8														
	9														
	10														
	11														
	12														
	13														
	14														
	15														
それ以外	16														
	17														
	18														
	19														
	20														
			132,000	47,917	84,083	18,500	20,000	15,000	5,000			37,500		▲ 4,000	